

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

仙台市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定し、平成31年度には特定個人情報等の安全管理措置に関する要綱を策定した。これらに基づき、情報セキュリティや安全管理措置に関する研修や自主点検及び監査等を実施し、必要な改善措置を行っている。

・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。

## 評価実施機関名

仙台市長

## 公表日

令和4年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務				
②事務の概要	<p>介護保険法及び仙台市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定、保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業等に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者の資格管理事務 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得及び死亡・転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。</li> <li>保険料の賦課・徴収事務 被保険者の所得等に応じて保険料の賦課及び徴収等を行う。</li> <li>要介護（要支援）認定事務 被保険者等からの申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。</li> <li>保険給付事務 要介護認定者等に、介護サービス等の保険給付を行う。</li> <li>介護予防・日常生活支援総合事業事務 希望者に対してチェックリストを使用して、事業対象者に該当するかどうかの判定を行う。また、何らかの支援を必要とする者を把握して介護予防活動へつなげる。</li> </ol>				
③システムの名称	(1)介護保険システム (2)業務間連携システム(＝庁内連携システム) (3)統合宛名管理システム(＝宛名システム) (4)中間サーバ (5)伝送通信ソフト				
2. 特定個人情報ファイル名					
介護保険情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項 ・仙台市個人番号の利用に関する条例(平成27年仙台市条例第66号)第3条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】            ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)            別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、119の項</p> <p>【情報照会の根拠】            ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)            別表第二の93、94の項</p>				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康福祉局介護保険課、収納対策室				
②所属長の役職名	介護保険課長、収納対策室長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	文書法制課市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所1階 022-214-1209				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	健康福祉局 介護保険課 介護保険係 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所8階 022-214-5225				

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月12日	I-5②所属長	介護保険課長 宮野 憲子	介護保険課長 大浦 健志	事後	
平成29年2月24日	I-1②事務の概要	<p>介護保険法及び仙台市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の資格管理事務</li> <li>2. 保険料の賦課・徴収事務</li> <li>3. 要介護(要支援)認定事務</li> <li>4. 保険給付事務</li> </ol>	<p>介護保険法及び仙台市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業等に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の資格管理事務</li> <li>2. 保険料の賦課・徴収事務</li> <li>3. 要介護(要支援)認定事務</li> <li>4. 保険給付事務</li> <li>5. 介護予防・日常生活支援総合事業事務 希望者に対してチェックリストを使用して、事業対象者に該当するかどうかの判定を行う。また、何らかの支援を必要とする者を把握して介護予防活動へつなげる。</li> </ol>	事前	
平成29年2月24日	I-3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項</li> <li>・仙台市個人番号の利用に関する条例(平成27年仙台市条例第66号)第3条</li> </ul>	事後	
平成29年2月24日	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 93、94の項</p>	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の93、94の項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年2月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成26年4月30日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の93、94の項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、106、108、109、117、119の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>別表第二の93、94の項</p>	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	介護保険課長 大浦 健志	介護保険課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	事後	
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務 に必要な情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	—	[十分である]	事後	
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	—	[十分である]	事後	
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事後	
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・ 移転 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事後	
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワーク システムとの接続 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	—	[十分である]	事後	
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワーク システムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	—	[十分である]	事後	
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・ 消去 特定個人情報の漏えい・減 失・毀損リスクへの対策は十 分か	—	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV-8 監査 実施の有無	—	[○]自己点検	事後	
令和1年6月28日	IV-9 監査 従業者に対する教育・啓発	—	[十分に行っている]	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更			事後	
令和3年6月14日	I-5 ①部署	健康福祉局介護保険課	健康福祉局介護保険課、収納対策室	事後	組織改正、事務分掌変更に伴う変更で事後で足りる。
令和3年6月14日	I-5 ②所属長の役職名	介護保険課長	介護保険課長、収納対策室長	事後	組織改正、事務分掌変更に伴う変更で事後で足りる。
令和3年6月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	しきい値判断に変更がなく事後で足りる。
令和3年6月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	しきい値判断に変更がなく事後で足りる。
	I-1 ③システムの名称	介護保険システム	(1)介護保険システム (2)業務間連携システム(=庁内連携システム) (3)統合宛名管理システム(=宛名システム) (4)中間サーバ (5)伝送通信ソフト	事後	全項目評価書と表記を合わせる修正であり事後で足りる。
	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正により生じた号ずれの反映